

# 長崎県立大学環境安全管理規程

〔平成20年4月1日〕  
規程第9号

改正 平成27年3月3日規程第19号

## (目的)

第1条 この規程は、長崎県立大学（以下「本学」という。）における環境安全管理について定め、もって公害の発生を防止し、教職員、学生及び地域周辺住民の生活環境の安全確保を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において「環境安全管理」とは、前条の目的を達成するために、有害物質を管理し、必要な措置を講ずることをいう。

2 この規程において「有害物質」とは、教育・研究活動に伴い使用され、廃棄され、又は排出される公害のおそれがある物質で環境安全委員会が定めるものをいう。

3 この規程において「部局」とは、事務局、学部及び長崎県立大学附属図書館をいう。

## (学長の統括)

第3条 学長は、環境安全委員会の協力を得て、本学における環境安全管理を統括する。

## (部局の長の責務)

第4条 部局の長は、部局における環境安全管理の責任者として、法令等の定めるところに従い、当該部局における環境安全管理を行わなければならない。

## (管理業務)

第5条 部局の長は、当該部局における環境安全管理に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 有害物質の管理
- (2) 有害物質の廃棄、排出にかかわる施設及び設備の維持管理
- (3) 有害物質の管理体制及び取扱基準の作成
- (4) 有害物質取扱者の保健のため必要な措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境安全管理のため必要な業務

## (環境安全管理担当者)

第6条 部局の長は、所属職員のうちから、環境安全管理担当者を委嘱し、環境安全管理に関する業務を行わせることができる。

## (取扱者の義務)

第7条 有害物質の取扱者は、法令の規定に従い有害物質を取り扱い、部局の長及び環境安全管理担当者の講ずる措置に従わなければならない。

## (報告)

第8条 部局の長は、定期的環境分析の結果を記録し、環境安全委員会を経由して学長に報告しなければならない。

2 部局の長は、前項の規定によるほか、当該部局から廃棄され、又は排出される有害物質の量又は濃度が法令の基準を超えた場合は、その旨を環境安全委員会を経由して学長に報告しなければならない。

## (補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日規程第19号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。